



Title	「EU科研研究会翻訳シリーズ」の開始にあたって
Author(s)	平田, 健治
Citation	阪大法学. 2004, 53(5), p. 197-198
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/54730">https://doi.org/10.18910/54730</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 「EU科研究会翻訳シリーズ」の開始にあたって

平 田 健 治

大阪大学法学研究科のスタッフを中心とする研究グループは科学研究費補助金（市民生活基盤の法および行政に関する日米欧間の比較検証）が交付されたのを機会として、平成十四年度よりさしあたり交付期間の四年間をめぐり様々な活動を開始した。本共同研究の趣旨・活動内容の詳細は本研究のホームページ（<http://cis.law.osaka-u.ac.jp>）上に最新情報が掲載されているが、その骨子はEU研究を様々な観点から行おうとするものである。その際、メンバーの専門領域を考慮しつつ、グループを三つのユニットに分け、それぞれ家族（第一ユニット）、市場（第二ユニット）、国家（第三ユニット）と命名した。このユニット単位でないしは全体で研究会（メンバーの報告、内外の招聘研究者の報告）を定期的に行い、個々のメンバーは内外に調査旅行を行いつつ研究上の人脈を広げ、それぞれの観点からの専門図書収集（上記サイトにデータベースを作成し、検索できるような一般公開されている）を行う。以上をもとに、最終報告書を目標としつつ、「阪大法学」等に成果を発表しつつある。メンバー個々の教育・研究・行政活動の多忙さの中で、このような共同研究を続けることは容易ではなくなりつつある。それにもかかわらず、共同研究活動が、その直接の成果にとどまらず、個々の研究者の研究領域・視野の拡大、研究サークルの拡大の場となることを我々は日々実感している。

ここに開始する翻訳シリーズは、前記研究会の外国人研究者による報告に対応する。共同研究の成果をできるだけ早い時期に一般に還元・公表することの意義を考えたためである。順次、翻訳作業が進行しており、早晚公表が

なされる予定である。

以下に、すでに開催された研究会の一覧を掲げる。

- 二〇〇二年五月三〇日 全体会議
- 二〇〇二年七月四日 EUにおける予防原則について——EC委員会の報告書の検討——（松本和彦）
- 二〇〇二年九月一九日 ヨーロッパ消費者保護法とドイツ民法の利益衝突——訪問販売としての不動産与信契約における撤回権——（ブリッターベアテ・シエーン、神戸大学助教授）
- 二〇〇二年十一月一三日 フランス家族法に与えたEU法の影響
- （ジャクリヌ・リュブラン∥ドゥヴィツシ、リヨン大学名誉教授）
- 二〇〇二年二月一六日 ヨーロッパ契約法統一への動き（平田健治）
- 二〇〇三年二月三日 米国連邦食品安全行政における法原則とリスク分析（徳田博人、琉球大学助教授）
- 二〇〇三年二月二一日 懸賞商法の規制のあり方——ドイツ法の立場とその国内法上、涉外法上の諸問題——  
（ハインリヒ・デルナー、ミュンスター大学教授）（本号掲載）
- 二〇〇三年五月一五日 全体会議
- 二〇〇三年七月一四日 EU行政と市民（高橋甫、駐日欧州委員会代表部調査役）
- 二〇〇三年一〇月七日 民事訴訟法のヨーロッパ化  
（ダグマー・ケスター∥ヴァルチエン、ミュンヘン大学教授）（本号掲載）
- 代理母——ドイツ法、比較法、国際私法——（ミヒヤエル・ケスター、ミュンヘン大学教授）（本号掲載）
- 二〇〇三年一〇月二七日 リスク社会について（山口節郎、関西大学総合情報学部教授）
- 二〇〇三年二月三日 フランス家族法の欧州人権条約・欧州人権裁判所判決との対決  
（フレデリック・グラネ、ストラスブール大学教授）